

令和7年度 法定代理受領の通知

このお知らせは、「安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用された際に、安中市から本園に給付される一人当たりの額（公定価格）をお知らせするものです。この通知は、追加の給付の発生や保育料を収めていただく請求書ではないのでご安心ください。

なお、認定こども園の公定価格とは、教育・保育に通常必要とされる費用として定められた金額のことです。具体的には、子ども一人あたりにかかる教育・保育費を基準に、国（内閣総理大臣）が決めた基準により算出され、子ども・子育て支援新制度における施設型給付費や地域型保育給付費などの費用を算出するための基盤となります。

令和7年度の公定価格等の額について

安中市 保健福祉部こども課

貴施設の令和7年度各月における1人あたりの公定価格及び施設型給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
 これをもとに、令和7年度に貴施設を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し
 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付費及び施設等利用費の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。
 なお、額については令和8年3月時点の各施設の状況(利用子ども数、加算等の適用状況等)により算定しています。

1. 公定価格の額

(単位:円)

認定区分	時間区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定 (1号認定子ども)		4歳以上児	122,854	122,854	122,854	111,754	111,754	111,544	111,544	111,544	111,544	124,644	122,644	133,984	
		3歳児	143,154	143,154	143,154	132,054	132,054	131,844	131,844	131,844	131,844	144,944	142,944	154,284	
		満3歳児	143,154	143,154	143,154	132,054	132,054	131,844	131,844	131,844	131,844	144,944	142,944	154,284	
保育認定 (2・3号認定子ども)	標	4歳以上児	121,120	121,120	121,120	109,870	109,870	109,870	109,870	109,870	109,870	122,020	120,910	154,600	
			短	104,600	104,600	104,600	93,350	93,350	93,350	93,350	93,350	93,350	105,500	104,390	138,080
	標	3歳児	140,790	140,790	140,790	129,540	129,540	129,540	129,540	129,540	129,540	141,690	140,580	174,270	
			短	124,270	124,270	124,270	113,020	113,020	113,020	113,020	113,020	113,020	125,170	124,060	157,750
	標	2歳児	186,500	186,500	186,500	186,350	186,350	186,350	186,350	186,350	186,350	186,350	187,400	186,290	219,980
			短	169,830	169,830	169,830	169,680	169,680	169,680	169,680	169,680	169,680	170,730	169,620	203,310
	標	1歳児	206,150	206,150	206,150	206,000	206,000	206,000	206,000	206,000	206,000	206,000	207,050	205,940	239,630
			短	189,480	189,480	189,480	189,330	189,330	189,330	189,330	189,330	189,330	190,380	189,270	222,960
	標	0歳児	285,260	285,260	285,260	285,110	285,110	285,110	285,110	285,110	285,110	285,110	286,160	285,050	318,740
			短	268,590	268,590	268,590	268,440	268,440	268,440	268,440	268,440	268,440	269,490	268,380	302,070

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

(単位:円)

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定(1号認定子ども)	3,920	4,900	4,900	3,180	0	4,650	4,650	4,410	4,160	3,670	4,410	3,430
保育認定(2号認定子ども)	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900

・各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たりの公定価格の額を記載しています。

2. 施設等利用給付費の額

施設等利用給付(新2号・新3号)認定子どもが一時預かり(幼稚園型)を利用した場合、月額11,300円(満3歳児は月額16,300円)を上限に給付

一時預かり(幼稚園型)の無償化となる額(月額)	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-------------------------	-----------------------------